

国民が安心できる医療提供体制を構築するために

国民が、質の高い医療サービスを受けられる環境を整備するため、医療を提供する体制の確保を図っていくことが医政局の仕事です。

医 師不足対策について

近年、産科、小児科などの診療科をはじめとして、病院の医師が確保できないという報道を耳にしたことがあると思います。日本の医師は、毎年3,500～4,000人ほど増えていますが、今なぜ医師不足だと言われるのでしょうか。その背景には、大学の医局の人事を行う機能が十分に働かなくなってきたことや病院に勤務する医師の過重労働、出産・育児等による女性医師の離職や医療に係る紛争の増加に対する懸念などの複合的な要因が関係していると考えられます。

これに対し、医師数を増員するため、医学部定員を過去最大規模まで増員するとともに、短期的な施策として、医師不足地域に医師派遣を行う医療機関への財政支援、厳しい勤務環境で働く医師を応援するための産科、救急などの医師の手当への財政支援、女性医師を含めた医療従事者がより働きやすくするための病院内保育所の整備等を実施しています。

こうした施策を着実に実施し、国民に質の高い医療サービスを安定的に提供したいと考えています。

医 療連携の推進について

医師をはじめとする医療従事者や病院等の医療機関、高度な医療機器等の医療資源は、限られた貴重な社会資源です。こうした限られた資源をできる限り有効に活用し、高度先駆的な医療から、かかりつけの医師による身近な医療まで、多様な医療を効率的に提供することが必要です。そのためには、個々の医療機関が多様な医療のすべてを提供するのではなく、医療機関ごとに得意とする医療分野（疾病の種類や急性期、慢性期などの医療の段階）を明確にすることが必要です。これが医療機能の分化です。その上で、個々の医療機関がバラバラに医療を提供するのではなく、お互いに連携を強化しながら、介護等の福祉サービスも含め、地域において切れ目のない医療・福祉サービスが提供されることが求められています。

また、できる限り住み慣れた家庭や地域で療養生活が送れるよう、また、終末期を在宅で迎えたいという希望にも対応できるよう、病院と診療所が連携を図りながら、在宅医療の推進を図っていくことにも重点的に取り組みます。



救 急医療・周産期医療体制の構築

国民が安心して暮らすうえで、救急医療・周産期医療体制の確保は必要不可欠です。我が国の救急医療体制は、重篤な救急患者の診療を行う救命救急（三次救急）、入院治療を要する重症救急患者の診療を行う救急（二次救急）、軽度の救急患者の外来診療を行う初期救急といった役割分担により整備を進めてきました。また、周産期医療体制は、地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター、それを支える地域周産期母子医療センター、正常分娩を扱う医療機関といった役割分担により整備を進めてきました。

しかし、近年、妊産婦を含めた救急搬送を必要とする患者の搬送先を探すのに時間が掛かる事案が生じ、社会的な問題となっています。

このような問題の解決のためには、国、都道府県、医療関係者、患者、国民が力を合わせて取り組む必要があります。厚生労働省では地域で円滑に救急患者が受け入れられるための仕組みづくりや、救急医療の適正な利用についての普及啓発を行うなど、救急医療・周産期医療体制の充実のための取り組みを行っているところです。

また、子どもの救急医療体制としては、大人の救急医療体制とは別に、子どものための体制整備を進めるとともに、子どもを持つ保護者の方が子どもの急病時に医師や看護師の方に相談できる小児救急電話相談事業（#8000）の普及・充実をはかり、安心して子どもを産み育てる環境を整備しています。



医 療安全の推進

医療の安心・納得・安全を実現するためには、医療事故（過誤を伴う事故及び過誤を伴わない事故の両方を含みます。）が発生した際に、解剖や診療経過の評価を通じて事故の原因を究明し、再発防止に役立てて行く仕組みが必要です。また、家族にはまず真相を明らかにしてほしいとの願い、そして同様の事態の再発防止を図ってほしいとの願いがあります。このため、医療の安全の確保の観点から、医療事故について、分析・評価を行う仕組みを設ける必要があります。厚生労働省において検討を進めているところです。

また、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひとなった赤ちゃんが速やかに補償を受けられ、また、重度脳性まひの発症原因を分析し、再発防止に役立てることによって、産科医療の質の向上を図り、安心して赤ちゃんを生める環境整備を目指して「産科医療補償制度」が創設され、平成21年1月よりスタートしました。このような取り組みを通じて、医療リスクに対応できる支援体制の整備を現在進めているところです。

国 立病院機構・医薬品産業の振興

以上のほか、医政局では、へき地医療や救急医療体制の整備を行うとともに、独立行政法人国立がん研究センターなど国立高度専門医療研究センターと独立行政法人国立病院機構の144病院により高度先駆的な医療等の政策医療を推進しています。

さらに、医薬品産業の市場規模は8.0兆円、医療機器は2.1兆円と我が国の産業において重要な分野となっていますが、質の高い医薬品、医療機器を国民に早く、合理的な価格で提供できるよう、国際的に魅力のある市場の実現や我が国の医薬品、医療機器産業の国際競争力を強化するため、産業政策の推進を行っています。